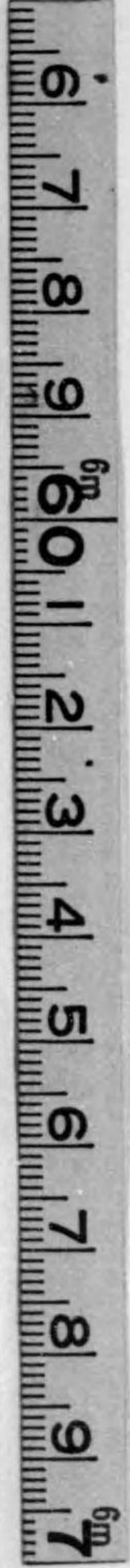
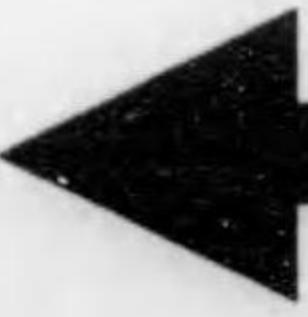


立私養德文庫一覽

27
37



始



私立養徳文庫一覽目次

◎讀書の樂 貝原益軒
古語に曰く 人生至樂無レ如ニ讀書と又古人の詩に曰く 至哉天下樂終日在ニ几案一と 書を讀ひの樂至れる哉 富貴ならずして其樂大なり 酒食ならずして其樂深し 山林ならずして其樂閑なり 古語に曰く 讀書一卷有ニ一卷益 讀書一日有ニ一日益 と云へり 富貴にして書を好む人は其樂廣し 貧賤にして書を好む人は其樂深し

-
- 一 沿革
 - 二 本年度に於ける重要記事
 - 三 設備の概要
 - 四 閲覽人歎話會
 - 五 巡回文庫
 - 六 藏書
 - 七 閲覽成績
 - 八 經費
 - 九 職員
 - 一〇 文庫協賛會員
 - 一一 金品及圖書類寄贈者
 - 一二 規則

私立養徳文庫一覽 (第四年報)

自大正四年四月
至大正五年三月

一 沿革

本文庫は天理教南越青年會の事業に屬し、主として德育に關する圖書を蒐集して公衆の閲覽に供し以て智徳の修養に裨補することを目的とするものにして、其設立は明治四十四年十月總會に於て附屬事業として圖書館を經營せんとするの議提出せられたるに起因す、會長大橋永三郎は此舉を賛成し所藏の圖書七百十五冊を寄贈せられたるを以て會員及有志者の寄贈圖書を併せて私立天理教南越青年會附屬養徳文庫と命名し明治四十五年四月十一日假に閲覽を開始したり、然れども當時は圖書の數も少く且つ設備も整はざりしを以て之を公開するに至らず會員及有志者の閲覽に供し居たるのみなりき、然るに其後此事業を賛成し圖書及金品を寄贈して公開せんことを慾懃せし者不計ざりしを以て完備を他日に期し一と先づ之を公開することに決し同年五月十八日付大正新潟縣知事に其旨を開申したり、大正二年三月十八日規則を改正して私立養徳文庫と改稱し附帶事業として巡回文庫をも經營することとなせり

大正三年三月二十六日規則中總則、圖書庫外携出、巡回文庫の各章を改正す

二 本年度重要記事

大正四年七月北海道石狩國札幌郡豊平町石山に養徳簡易文庫石山閲覽所を開設す
大正五年三月より明治記念新潟縣立圖書館巡回文庫の廻付を受け本文庫内に於て閲覽に供す

三 設備の概要

12 文庫 寄贈本

5. 10. 10

寄贈

文庫は當分青年會々場なる養徳寮を以て之に充つ、其設備の如きは未だ不完全にして擧ぐるに足らざれども其概要を記すれば、閲覧室には辭書及新刊書等を備へ壁間に地圖及各種の統計表並に史料編纂掛圖編纂の歴史掛圖等を掲げて閲覧人の参考に供せり。

圖書目錄を牌子式帳簿式の二種とし分類目錄及五十音順に配列せる書名目錄の兩様を備ふ寄贈又は購入に係る新入圖書は其書名を特設の掲示場に掲示し時々新着書案内を印刷して有志者に配付し閲覧の便に供せり。

四 閲 覧 人 欽 話 會

文庫職員と閲覧人との親密なる連絡をとり各自の研究せる事項の發表又は讀書より得たる趣味の交換等を目的として大正三年度より欽話會を開催し來りたるが本年度も其例により十一月十一日午後六時より第三回欽話會を開催したり先づ大橋主事の挨拶あり次で各自腹藏なく打解けて談話を交へ九時過る頃散會せり。

五 巡 回 文 庫

本文庫は地方人士の讀書趣味を喚起し以て社會教育の普及を圖らんがため小學校又は青年會等の團體事務所に圖書閲覧所を置き五十冊内外の通俗圖書を一定の書函に收め公開期日を定めて之を各閲覧所へ廻付し交互に所在公衆の閲覽に供する仕組となし之を養徳巡回文庫と稱し大正二年五月より實施せり、然るに其成績良好なるを以て從來の巡回文庫を甲種となし更に乙丙二種の簡易文庫を新設して大正三年一月より實施せり。

乙種は簡易養徳巡回文庫と稱し平易にして內容の健全なる圖書八冊乃至十二冊を以て一文庫を編成し之を理髮店、工場、登記所、織物同業組合事務所、湯治場、其他人の集合すべき適當の場所に廻付して三十日間据置き期日終了後他の新文庫と交換する仕組なり、而して函を硝子張りとなし之を人の見易き場所に掛け置き一見して何書のあるかを知らしめ休憩又は待合等に空費する時間を利用して閲覧せしむるなり。

丙種は簡易文庫と稱し甲乙二種の如く常に編成し置くものにあらず主として農村の青年會或は研究會等に貸付するものにして平常は繁忙にして讀書の餘暇なきも休日の續く月又は夜長の時節に至りて借覧者の申込によりて五十冊以内の圖書を以て隨時に編成して二ヶ月以内を限り貸付するものなれども特別の事情あるものには冊數及貸付期間を増加することを得る仕組なり。

本年度に於ける甲種巡回文庫の閲覧所は小學校六ヶ所團體事務所二ヶ所計八ヶ所なり乙種簡易巡回文庫を廻付せる場所は理髮店四ヶ所、青海神社神苑、織物同業組合事務所、織物工場、湯治場等四ヶ所計八ヶ所なり丙種簡易文庫を貸付したる團體は青年會四ヶ所其他二ヶ所計六ヶ所なり。

六 藏 書

大正五年三月末日現在藏書の數は左の如し但し此外雑誌新聞二十種を備付く

和 漢 書	洋 書	書 合	計	本 年 度	に 增 加 し た る 冊 數	計
				和 漢 書	洋 書	
二、四八五		一三	二、四九八		二九五	一
				二九六		

七 閲 覧 成 績

本年度に於ける閲覧成績は左表の如し但し明治記念新潟縣立圖書館巡回文庫及び新聞雑誌閲覧人の數は算入せず。

文庫別 分類別	閱覽人職業別	
	生徒	官公吏
文庫内	六三	三
養德巡	一、四九	七
回文庫	二、三九	二〇
文庫内	一、〇三	八二
養德巡	二九	四
回文庫	一、九六	二、九五
	計	合計
	日數	開庫一日
	均人員	平均人員

文庫別 分類別	閱覽圖書類別	
	書類	哲學宗
文庫内	八九	八〇
養德巡	七九	二九
回文庫	一、一八七	一、一四四
文庫内	一七五	一四三
養德巡	一七五	一四九
回文庫	三五七	二五五
文庫内	八九	一〇六
養德巡	西〇	六〇
回文庫	四、七六二	四、七六二
	計	合計
	日數	開庫一日
	均人員	平均人員

八 經 費

總額	大正四年度收入	
	譯文庫協賛會ヨリ受入金	南越青年會ヨリ受入金
一三一、〇〇〇	七五、〇〇〇	二五、〇〇〇
一一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
	一七五	一七五
	一七五	一七五
	三五七	三五七
	八九	八九
	西〇	西〇
	四、七六二	四、七六二
	九、七七	九、七七
	計	合計
	日數	開庫一日
	均人員	平均人員

總額	大正四年度支出	
	圖書購入費	印刷費
一三一、〇〇〇	七六、〇〇〇	一二、〇〇〇
一一〇、〇〇〇	五、八〇〇	六、五〇〇
	二三、〇〇〇	四、二〇〇
	西〇	三、五〇〇
	四、七六二	一二、〇〇〇
	九、七七	九、七七
	計	合計
	日數	開庫一日
	均人員	平均人員

九 職 員

大正四年度総額	大正四年度收入	
	印 刷 費	通 信 及 運 搬 費
六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇
四、五〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇
	三、五〇〇	三、五〇〇
	計	合計
	日數	開庫一日
	均人員	平均人員

一〇 協 賛 會 員

大正四年度総額	大正四年度收入	
	印 刷 費	通 信 及 運 搬 費
六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇
四、五〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇
	三、五〇〇	三、五〇〇
	計	合計
	日數	開庫一日
	均人員	平均人員

一一 金品及圖書類の寄贈

左記各位は大正四年度中本文庫へ金品及圖書類を寄贈せられたり謹んで其厚意を感謝し併せて其芳志を永遠に傳へんことを期す

篤志者寄附金

浅井勝子君

五十嵐伊八君

井塚徳治君

大橋永三郎君

大橋永三郎君

坂上富藏君

坂上谷八君

坂上谷八君

小野里辰藏君

小野里清四郎

田寅藏君

田寅藏君

笠原乃以君

笠原乃以君

宮島文治君

道北海莊原新治君

道北海莊原新治君

坂上庄作君

坂上谷八君

坂上谷八君

近藤政治君

近藤政治君

長澤虎藏君

長澤虎藏君

六

金品及愛知縣內務部
青森縣內務部
秋月胤繼君
淺井勝子君
石坂文庫
岩井尊人君
田中政甚君
友三郎君
飯山佐太郎君
降野利右衛門君
内山佐太郎君
宇野彦君
大橋彥君
大野彦君
大橋清次郎君
大橋永三郎君
平良平君
平健藏君
川滋次郎君
村勝章君

齋藤彦太郎君
佐渡郡役所
滋賀縣內務部
茂野助松君
鳳閣
下水内郡教育會
神宮世司廳
積善組合
新太郎君
高田市役所
田浦
高田市役所
田井
高田市役所
田中
高田市役所
玉塚
高田市役所
田村
高田市役所
坪塚
高田市役所
帝國圖書館
遞信大臣官房

朝鮮總督府天理教校
德風尋常小學校
東京高等師範學校
東北帝國大學
東北帝國大學農科大學
德富猪一郎君
柄尾鐵道株式會社
富取壽鹿君
長岡圖書館
南越支教會
南摩綱夫君
新潟縣內務部
新潟縣農會
新潟縣立圖書館
新潟市教育會
新潟商業會議所
農商務省商工局

北海道文庫
增野道興君
伯爵溝口直正君
宮城縣立圖書館
愛國婦人發行所
大橋永三郎君
笠原辰藏君
繪畫清談社
活力
慶應義塾
黒住敷日新社
コドモ
金光敷青年會
新宗人教社
新社會
天心社
帝國圖書館
帝國在鄉軍人會本部

文學博士三宅米吉君 縣立村松中學校 明治文庫
早稻田學報 辦報 文部省
雄拓道博の愛友報 文本宮殿面君
稻殖公報 新潟縣農會報 月報
日本國教大道叢誌 新人聞報道 哲學報
新國北斯館 濟民越縣新人聞報道 圖書報
新潟縣農會報

山形縣立圖書館
山口縣立圖書館
山中彥七君

天理教南越青年會の概況

天理教南越青年會は南越支教會に屬する青年有志者協同して教義を研鑽し之が實行に力め健全なる信念を修得し且つ社會風氣の改善に裨益することを目的として明治三十七年十一月創立したるものにして其目的を達するため左の事業をなす

- (一) 本部にては毎月一回の研究會と毎年二回の公開講演會を開催し時宜によりては巡回講演をも開催す
- (二) 講習會
- (三) 養德文庫の經營
- (四) 會員にて高等の學校へ入學する者には學資金の幾分を補助する事
- (五) 其他本會の目的を達するに必要と認めたる事業

私立養德文庫規則

第一章 總則

- 第一條 本文庫ハ天理教南越青年會ノ事業ニ屬シ主トシテ德育ニ關スル圖書ヲ蒐集シテ公衆ノ閲覽ニ供シ以テ德性涵養ニ裨益スルコトヲ目的トス
- 第二條 本文庫ハ私立養德文庫ト稱ス
- 第三條 本文庫ハ新潟縣南蒲原郡加茂町ニ置ク
- 第四條 本文庫ノ事務ヲ處理スルタメ左ノ職員ヲ置ク
 - 一 主 事 一 人
 - 二 事 務 員 一 人
- 第五條 主事ハ本文庫ノ事務ヲ掌理ス
- 第六條 事務員ハ主事ノ命ヲ受ケテ事務ニ從事ス
- 第七條 本文庫ノ閲覽時間ハ左ノ如シ 但シ時宜ニヨリテハ伸縮スルコトアルヘシ
自四月一日
至九月三十日

午前九時	午後四時迄
------	-------
- 第八條 本文庫ノ定期休日ハ左ノ如シ 但シ臨時休日ハ其都度之ヲ定ム
自十月一日
至三月三十一日

午前八時	午後六時迄
------	-------
- 第九條 本文庫創立記念日
首 歲 末

一月一日ヨリ一月五日迄	紀元節 二月十一日
四月十一日	天長節 八月三十一日
- 第十條 曝書期
八九月中凡十日間

每月十日及月末日

- 第十一條 十二年末滿ノ兒童ニハ圖書ノ閲覽ヲ許サス

但シ十年以上十二年未満ノ兒童ニハ別室ニ於テ一定ノ圖書ヲ閲覽セシム

第十條 圖書閲覽料ハ之ヲ徵集セス

第十一條 本文庫ニ功勞アル者及主事ニ於テ必要ト認メタル者ニハ優待券ヲ贈與ス

第一一章 圖書閲覽

第十二條 本文庫ノ圖書ヲ閲覽セントスル者ハ目錄ニヨリテ所要ノ圖書ヲ検索シ閲覽請求用紙ノ相當欄ニ指定ノ事項ヲ記入シ掛員ニ差出シテ圖書ヲ借受ケ退場セントスルトキハ其借受ケタル圖書ヲ返納スヘシ

第十三條 同時ニ借受クルコトヲ得ヘキ圖書ノ冊數ハ普通閲覽者ニアリテハ二種四冊優待券所有者ニアリテハ四種八冊ヲ以テ定限トス

第十四條 一旦圖書ヲ借受ケタル者更ニ他ノ圖書ヲ閲覽セントスルトキハ已ニ借受ケタル圖書ヲ返納シ更ニ第十二條ノ手續ヲ經テ求需ノ圖書ヲ借受クヘシ

第十五條 借受ケタル圖書ハ閲覽室外ニ携出スルコトヲ得ス

第十六條 閲覽室内ニ於テ音讀雜話喫煙其他喧噪ニ涉ルコトヲ許サス

第十七條 借受ケタル圖書ヲ紛失シ又ハ汚損シタル者ニ對シテハ同一ノ圖書若シクハ相當ノ代金ヲ以テ辨償セシムルモノトス

第十八條 閲覽人ニシテ本文庫ノ規則及掛員ノ指示ニ違背シ若シクハ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ直チニ退場セシメ其情狀ニヨリテハ將來入場ヲ謝絶スルコトアルヘシ

第二三章 圖書寄贈

第十九條 圖書ヲ寄贈セントスル者ハ書名冊數價格及寄贈者ノ住所氏名ヲ詳記シテ圖書ト共ニ本文庫ニ差出シ主事ノ承認ヲ受クヘシ

第二十條 圖書ノ寄贈ニ要スル費用ハ寄贈者ノ負擔タルヘシ

但シ事宜ニヨリテハ本文庫ニ於テ支辨スルコトアルヘシ

第二十一條 寄贈ノ圖書ニハ寄贈者ノ氏名及年月日ヲ標記シテ永ク其厚意ヲ忘レサルヘシ

第四章 圖書委託

第二十二条 公衆ノ閲覽ニ供スル目的ヲ以テ本文庫ニ圖書ノ保管ヲ委託セントスル者ハ申込書ニ其書名冊數價格及委托者ノ住所氏名ヲ詳記シテ本文庫ニ差出シ主事ノ承認ヲ得テ現品ヲ送致スヘシ

第二十三条 圖書ノ委託及送附ニ要スル費用ハ委托者ノ負擔タルヘシ

第二十四条 委托圖書ハ本文庫所藏ノ圖書ト同一ニ取扱フヘシト雖避ケ難キ事故ニヨリテ亡失又ハ

毀損シタルモノハ本文庫ニ於テ一切其責ニ任セス

第五章 圖書携出

第二十五条 左記ノ者ハ本文庫ノ圖書ヲ携出シテ閲覽スルコトヲ得

一 本文庫ヨリ贈與シタル優待券ヲ有スル者

二 本文庫ニ特別ノ關係アル者

三 滿十七年以上ニシテ主事ニ於テ身元確實ト認メタル者

四 優待券所有者ノ保証アル者

第廿六條 本文庫ノ圖書ヲ携出シテ閲覽セントスル者ハ定式ノ用紙ニ住所職業氏名ヲ記入シ調印ノ上掛員ニ差出圖書携出證票ヲ受クヘシ

第廿七條 圖書携出證票ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ壹ヶ年トス

第廿八條 圖書携出セントスルトキハ圖書携出證票ニ所要ノ書名分類番號冊數ヲ記入シテ掛員ニ差出シ圖書ヲ借受ケ返納シタルトキハ圖書携出證票ヲ受取ルヘシ

第廿九條 同時ニ携出スルコトヲ得ヘキ圖書ノ冊數ハ普通携出者ニアリテハ一種二冊優待券所有者ニアリテハ二種四冊ヲ以テ定限トス

第三十條 圖書携出期間ハ十四日トス期間満了後引續キ借覽セントスルトキハ一旦返納シテ更ニ携出ノ手續ヲナスヘシ此場合ニ於テ他ニ同書ノ借覽ヲ請フ者アルトキハ續借スルコトヲ得ス

但シ本文庫ノ都合ニヨリ携出期間中ト雖隨時返納セシムルコトアルヘシ

第卅一條 携出ノ圖書ハ他人ニ轉貸スルコトヲ許サス

第卅二條 貴重圖書辭書類及常置スヘキ必要アリト認メタル圖書ハ携出スルコトヲ許サス其他通常ノ圖書タリト雖本文庫ノ都合ニヨリテ携出ヲ許サルコトアルヘシ

第卅三條 携出シタル圖書ノ返納ヲ怠リ又ハ不都合ノ行爲アリタルトキハ圖書携出證票ヲ無効トシ爾後圖書携出ヲ許サルコトアルヘシ

第卅四條 携出シタル圖書ヲ紛失汚損シタル者ニ對シテハ本規則第十七條ヲ適用ス

第六章 巡回文庫

第卅五條 本文庫ハ適當ノ地ニ閲覽所ヲ置キ巡回文庫ヲ廻付シ無料ニテ所在公衆ノ閲覽ニ供ス

第卅六條 巡回文庫ハ左ノ二種トス

甲 種 養德巡回文庫 乙 種 簡易巡回文庫

第卅七條 學校又ハ青年會等ノ團体ニシテ管理ノ方法確實ト認メタルトキハ其請求ニヨリテ巡回文庫ヲ廻付スルコトアルヘシ

第卅八條 學校又ハ青年會等ノ團体ニシテ管理ノ方法確實ト認メタルトキハ其請求ニヨリテ巡回文庫ヲ廻付スルコトアルヘシ

第卅九條 學校又ハ青年會等ノ團体ニシテ管理ノ方法確實ト認メタルトキハ其請求ニヨリテ巡回文庫ヲ廻付スルコトアルヘシ
但シ特別ノ事情アルモノハ冊數及貸付期間ヲ増加スルコトヲ得

第四十条 巡回文庫廻付ニ要スル費用ハ借受人ノ負擔タルヘシ

但シ事宜ニヨリテハ本文庫ニ於テ支辨スルコトアルヘシ

第四十一條 巡回文庫ノ閲覽人ニシテ圖書ヲ紛失シ又ハ汚損シタルトキハ其閲覽所ノ管理者ハ本規則第十七條ニ依リテ處分スヘシ

第四十二條 巡回文庫取扱手續ハ別ニ之ヲ定ム

巡回文庫取扱手續

第一條 巡回文庫ノ廻付ヲ受ケントスル者ハ二月末日迄ニ本文庫へ申込ムヘシ引續キ廻付ヲ受

ケントスル場合モ又同シ

第二條 本文庫ハ毎年度ノ始メニ巡回文庫公開期日ヲ定メ各閲覽所管理者ニ通知スヘシ

第三條 巡回文庫ヲ送付スルトキハ送付書ヲ添ヘ附屬書類ト共ニ送付スヘシ

第四條 閲覽所ニ於テ巡回文庫ノ廻付ヲ受ケタルトキハ領收証ヲ送付スヘシ

第五條 閲覽所管理者ハ閲覽人心得ヲ閲覽所内ニ掲示スヘシ

- 第六條 巡回文庫ノ圖書ヲ閲覽セントスル者ニハ圖書請求簿ニ所要ノ書名類別冊數及住所職業氏名ヲ記入セシムヘシ
- 第七條 巡回文庫ノ圖書ハ閲覽所外ニ貸出スコトヲ許サス
- 第八條 閲覽所管理者ハ毎日閉庫後閲覽圖書ノ類別及閲覽人職業別ヲ統計表ニ記入シ置クヘシ
- 第九條 閲覽所管理者ハ閲覽期間中ノ成績表ヲ調製シ期間満了後三日以内ニ本文庫へ送付スヘシ
- 第十條 閲覽所管理者ハ閲覽期間満了後三日以内ニ巡回文庫ニ送付書ヲ添ヘ附屬書類ト共ニ指定ノ場所へ送付スヘシ

養德文庫協賛會規則

- 第一條 本會ハ養德文庫ノ事業ヲ翼賛シテ圖書購入費ヲ補助シ以テ文庫ノ發展ヲ圖ルコトヲ目的トス
- 第二條 會員ヲ別チテ左ノ二種トス
 一 賛助會員 二 特別會員
- 第三條 賛助會員ハ會費トシテ満五ヶ年間毎年金參圓ツヽ醸出スルモノトス
- 第四條 特別會員ハ會費トシテ満五ヶ年間毎年金六圓ツヽ醸出スルモノトス
- 第五條 會員ニハ養德文庫ノ優待券及年報ヲ贈與ス
- 第六條 會員ニハ毎年一回收支ノ報告ヲナス
- 第七條 本會ニ關スル一切ノ事務ハ養德文庫主事之ヲ擔當ス

大正五年九月廿五日印刷
大正五年十月一日發行

新潟縣南蒲原郡加茂町大字上條
私立養德文庫
右代表者主事
大橋永三郎
新潟縣中蒲原郡村松町
印刷者田中泰三
新潟縣中蒲原郡村松町
印刷所 村松活版印刷所

278
37

終

